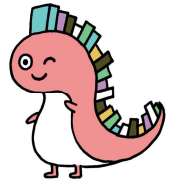
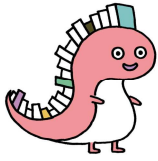


「法的審問請求権」という 権利をご存じですか？



— 訴訟当事者の権利を踏まえて
充実した訴訟活動をめざそう —

私たち憲法32条が保障する「裁判を受ける権利」の権利の具体的内容に
これら権利を踏まえて、より充実した民事弁護の訴訟活動を目指しましょう。

法的審問請求権などの「訴訟当事者の権利」を意識し、より充実した民事弁護の訴訟活動を目指しましょう。

法的審問請求権などの「訴訟当事者の権利」を意識し、より充実した民事弁護の訴訟活動を目指しましょう。

〔裁判を受ける権利〕第三十二条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

日時 2月5日（水）18時～20時

会場 大阪弁護士会館2階ホール&Zoomウェビナー

基調報告

① 「最近の民事訴訟の問題点」の報告（事例調査を踏まえて）

西井 宏明（奈良弁護士会）

② 「訴訟当事者の権利の確認・宣言とそれを実現する方策」

国府 泰道（大阪弁護士会）

パネルディスカッション

テーマ 「訴訟当事者の権利は守られているか、

どうすれば訴訟当事者の権利を実現できるか」

松本 博之（大阪公立大学名誉教授）

正木みどり（大阪弁護士会）

工藤 涼二（兵庫県弁護士会、元裁判官（弁護士任官））

コーディネーター：国府 泰道（大阪弁護士会）

「法的審問請求権」という権利をご存じですか？

Time schedule

第1部 18:05～18:40 基調報告

第2部 18:40～19:55 パネルディスカッション



【参加申込受付期限：1月31日】

○会場（大阪弁護士会館）での参加を希望される方【定員100名】

下記URLまたはQRコードからお申込みください。

<https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/minsosympo/2025/>

*要約筆記をご希望の場合は、下記お問合せ先までご連絡ください。

（申込締切：1月17日（金））



○オンライン（WEB）での参加を希望される方【定員300名】

下記URLまたはQRコードからお申込みください。

https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_XgM0x5eHR9i6Bcyt-yIfGQ

- ・事前登録完了後、確認メールが届きます。メールに記載されているリンク先またはパスワードから、当日はご参加ください。
- ・確認メールが届かない場合、メールアドレスが正確に登録されていない場合があります。その場合は、再度ご登録ください。



（オンラインでご参加の方へ）

- ・申込期限までにお申込みの方には、お申込み時に入力されたメールアドレス宛に、前日に配布資料を送信いたします。当日は、予め配布資料をダウンロードの上、ZoomのURLにアクセスして視聴ください。
- ・Zoomウェビナーの操作方法等は、Zoom公式サイトをご参考ください。 <https://zoom.us/>
- ・Zoomウェビナーでの参加のための通信機器や通信回線等の利用環境はご自身でご準備ください。
- ・当日の参加は、1名に対し1アカウントでお願いします。
- ・本シンポジウムの参加URLは、転送や公開をしないでください。
- ・録画・録音は、禁止とさせていただきます。
- ・通信機器等に不具合が生じた場合は、やむを得ず中継を中止または中断する場合があります。
- ・本シンポジウムは、インターネットを通じて配信のため、ご利用されるデバイスや通信環境により配信できない場合や参加いただけない場合がありますので、予めご了承ください。これらの不具合については主催者は責任を負わず、サポート対応等も行いかねますので予めご了承ください。



（アクセス）

〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5

- ・京阪中之島線「なにわ橋駅」下車 出口1から徒歩約5分
- ・地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車 1号出口から徒歩約10分
- ・地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車 26号階段から徒歩約7分

（お問合せ）大阪弁護士会 司法課

電話 06-6364-1681

平日 午前9時～午後5時（正午～12時45分を除く）